様式第3号(第14条関係)

平成29年7月24日

会 議 概 要

審議会等の名称		平成29年第1回市川市下水道事業審議会			
開催日時		平成29年7月21日(金) 午後2時20分 ~ 午後3時50分			
開催場所		市川南仮設庁舎 2階 会議室1			
出	委員	森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田好秀委員、塚越委員、 知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、 関委員、増田亨委員			
者	所管課	下水道経営課			
	関係課河川・下水道管理課、河川・下水道建設課				
議題及び会議の概要			公開・非公開の別	非公開の場合の理由	
1. 下水道事業の進捗について			公開,非公開	·会議公開指針第6条第 号該当 ·公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
2. 今後の下水道使用料について			公開)非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開·非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	· 会議公開指針第6条第 号該当 · 公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	· 会議公開指針第6条第 号該当 · 公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
傍聴者の人数 1 人					
閲覧・	・交付資料		資料1:下水道事業の進捗について 資料2:今後の下水道使用料について		
特記事項					
所	所 管 課 水と緑の部 下水道経営課(内線:5813)				

様式第3号別紙

平成29年度第1回市川市下水道事業審議会会議録(詳細)

- 1 開催日時:平成29年7月21日(金)午後2時~午後3時50分 (審議会開始:午後2時20分より)
- 2 場 所:市川市役所 市川南仮設庁舎 2階 会議室1
- 3 出席者:

委員森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田好秀委員、 塚越委員、知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、 澤田委員、関委員、増田亨委員

市川市 中野政夫(水と緑の部長)、宮間政行(水と緑の部次長)、高久利明 (水と緑の部次長)、大塚信之(下水道経営課長)、金坂雄一 (河川・下水道管理課長)、八田一生(河川・下水道建設課長)、 松尾博史(河川・下水道建設課副参事)、藤田裕弘(下水道経営課主幹)、 他

4 次 第:

- 1 辞令交付式
- 2 新委員紹介、市職員の紹介
- 3 正副会長の互選 (傍聴人1名入室)
- 4 下水道事業の進捗について(報告)
- 5 (諮問)
- 6 今後の下水道使用料について

《配布資料》

- ・資料1 下水道事業の進捗について
- ・資料2 今後の下水道使用料について

《参考資料》

- · 市川市下水道事業審議会条例
- ・市川市審議会等の会議の公開に関する指針
- · 市川市使用料条例

【 午後2時20分開会 】

森田会長
それでは、最初にご報告させていただきます。

本日は、15名中14名、半数以上の委員の方が出席されております ので、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定によりまして、本審 議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

[開会宣言]

森田会長: それでは、只今から平成28年度第1回市川市下水道事業審議会を

開会いたします。

続きまして、会議の公開についてですが、市川市が主催します審議会等につきましては「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」の第6条に基づきまして、原則公開となっております。

本日は、本審議会の傍聴の方が1人おります。本審議会の案件については、個人に関する情報等の非公開情報部分がありませんので、本日の審議会は公開として、傍聴を認めたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

森田会長: それでは、本日は公開といたします。

傍聴の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

森田会長: それでは、次に進みます。資料の確認をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局: それでは、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

・資料1 下水道事業の進捗について

・資料2 今後の下水道使用料について

・諮問書の写し

《参考資料》

- · 市川市下水道事業審議会条例
- ・市川市審議会等の会議の公開に関する指針
- 市川市使用料条例

事務局からは、以上でございます。

[次第4.下水道事業の進捗について]

森田会長:

それでは、本日の次第につきまして、事務局の所管課より順次、 説明をお願い致します。

本日の議題が次第のとおり2つありますが、事務局の説明が1つ 終わりしだい、質疑応答ということで進めてまいりたいと思いま す。それでは、最初の議題について説明をお願いします。

河川 • 下水道

建設課長:

こんにちは。河川・下水道建設課長の八田でございます。

本日は、お時間を頂きまして、本市の下水道事業の進捗について ご説明させて頂きます。

委員の中には、継続されている方もいらっしゃるとは思いますが、 新たに加わられた方もおられますので、簡単ではございますが、市 川市の下水道の進捗状況について説明をさせて頂ければと思いま す。座りながらの説明で失礼します。

 $(2 \sim - \circlearrowleft)$

本市の下水道事業の主要事業は、新しく施設を整備します

「汚水事業」「雨水事業」、それと、既存の施設の改修などを行います「下水道総合地震対策事業」「下水道長寿命化事業」でございます。

主な事業について、簡単にご説明したいと思います。

 $(3 \sim -)$

まず、本市に関連します下水道事業は、千葉県が整備いたします 流域下水道と市川市が整備します公共下水道がございます。

まず、流域下水道につきまして簡単にご説明したいと思います。

流域下水道は、広域的に下水を処理し、水質保全を図る目的に昭和47年度から事業が進められております。

流域市には、市川市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、柏市、船橋市の8市がございまして、この汚水を処理するため、2つの終末処理場とそれに接続する流域下水道幹線が計画されております。

現在使用している処理場は、市川市福栄にございます江戸川第2 終末処理場でございます。昭和56年4月から供用開始しております。

また、現在、市川市本行徳で工事をしています江戸川第1終末処理場、これは平成32年度から一部供用を開始するというふうに伺っております。

また、東京外かく環状道路の下の松戸幹線が平成28年9月に、都市計画道路3・4・18号の下の市川幹線、これが平成27年11月より供用開始されております。

(4ページ)

続きまして、市川市が行っている公共事業についてご説明します。 本市には、3つの公共下水道が位置づけられております。

1つ目は、赤色で着色された菅野処理区、これは、合流式の下水道として整備が完了している地区でございます。

昭和36年度に菅野・真間地区で汚水と雨水を同一の下水道管で処理する合流式下水道として整備が始まりました。その後、これらを処理する施設である菅野終末処理場が昭和47年度に一部完成したことで、下水処理が開始されております。

2つ目は、緑色で着色された西浦処理区で、合流式下水道として整備しており、船橋市の西浦下水道処理場で処理しています。

3つ目は、黄色で着色された区域で、先程、ご説明しました千葉県の流域下水道に接続し、福栄にある江戸川第2終末処理場で処理される江戸川左岸処理区でございます。こちらの処理方法は分流方式でございます。

下水道の整備状況でございますが、地図中の青線で囲まれた区域は、既に、下水道の整備済区域となっております。

先程ご説明しました千葉県が整備した市川幹線・松戸幹線が供用 されたことに伴って、地図中の赤線で囲まれた区域でございます市 内の北部地区を中心に下水道の整備を、現在、行っております。 (5ページ)

現在、北部地域の整備区域拡大のため、計画的に工事を進めているところですが、本市の下水道普及率は、平成28年3月31日時点で当初71.5%の目標に対して、71.9%を達成し、平成29年3月31日では72.6%となっております。

本市は、近隣市と比較すると、下水道普及率は低くなっておりますが、今後は、平成27年度に見直しました「市川市汚水適正処理構想」に基づき、下水道普及率を早期に上げるため、事業量の拡大を図っていくもので、平成41年度に臨海部の工業系用途地区を除く市街地化区域の整備率100%を目指して、事業を進めていきたいと考えています。

なお、お手元の配布資料の全国平均に誤りがございます。77.0% と表記されておりますが、正しくは77.8%でございます。申し訳あ りませんが、訂正させていただきます。

(6ページ)

続いて雨水事業の説明をします。

本市の雨水整備に関しましては、平成25年度に策定しました「下水道中期ビジョン」におきまして、浸水実績が多く、かつ外環道路整備に伴い、雨水排水系統が分断されてしまう市川南地区及び高谷・田尻地区を優先整備区域に定め、整備を進めております。

整備面積としましては、平成27年度末で220ha、平成28年度末で226haが完了している状況でございます。

では、次に、「市川南地区」と「高谷・田尻地区」の事業詳細について、ご説明致します。

(7ページ)

まず、市川南地区の雨水整備事業について、ご説明致します。

市川南地区541haございます。これまでは、秣川排水機場1箇所で 雨水の排水をしていました。

しかしながら、その後の都市化の進展などによりまして、雨水が 地面に浸透しにくくなったことなどによって、排水施設の能力が不 足し、再び、浸水被害が発生することが多くなりました。 (8ページ)

今回、外かく環状道路によって、当地区の排水系統が分断されることから、これを契機に計画の見直しを行い、区域をスライドの図のとおり、3つに分けると共に、不足している排水能力を補うため、水色の外環道路の東側区域を担う排水能力、1秒間に27㎡の大和田ポンプ場と、ピンク色の市川駅の西側区域を担う排水能力、1秒間に10㎡の市川南ポンプ場を新たに整備する計画を立案致しました。

現在の状況としましては、大和田ポンプ場が平成29年3月に完成しまして、審議会の委員の皆様にも5月の式典で、ご覧頂いております。

この大和田ポンプ場は、4月から稼動しまして、赤色の外環道路の 横断部と大和田ポンプ場をつなぐ幹線管渠の整備も完了し、導水を 開始しています。

現在、紫色の大和田ポンプ場に導くための幹線を外環道路事業の 進捗に合わせながら、延伸しております。

市川南ポンプ場につきましては、早期に施工できるよう、現在、 準備を進めているところでございます。

(9ページ)

この写真は、大和田ポンプ場の写真でございまして、江戸川の堤 防の方から撮った写真でございます。平成29年3月に大和田ポンプ場 が完成して、4月より稼動が開始されました。

現在、外環道路と併せて整備している幹線の雨水が、ここから江 戸川に排水されております。

(10ページ)

続きまして、市川南地区と同様に、優先地区として整備をしております高谷・田尻地区について、ご説明致します。

この写真は、平成26年10月の台風により、高谷・田尻排水区の産業道路が冠水したときの様子でございます。高谷・田尻排水区においても、このような浸水被害の解消を図るため、管渠の整備を進めております。

(11ページ)

高谷・田尻排水区は、高谷川へ流出する区域でございます。スライドで赤く着色した区域でございます。

高谷・田尻排水区におきましても、右の図のように外環道路により、既存の水路が分断されてしまう地区のため、外環道路区域に管 渠を布設する工事を行ってまいりました。

$(12 \sim - \circlearrowleft)$

高谷・田尻地区の雨水は、スライドの水色の水路により、排水されておりますが、外環道路により、赤い丸で示した箇所などで、水路が分断されてしまうことになります。

(13ページ)

このことから、新たに、外環道路沿いに雨水管渠を整備し、地域の雨水排水機能を確保してまいります。

平成29年度中には、外環道路事業用地内の工事は終了しまして、 今後は、浸水被害が多く発生する市街地に向けて幹線の整備を進め ていく予定でございます。

(14ページ)

続きまして、下水道総合地震対策事業について、ご説明致します。 下水道施設は、私たちの生活に欠かせない重要な施設であること から、震災時においても、処理場まで流す機能を確保する必要がご ざいます。

しかしながら、阪神淡路大震災や、東日本大震災では、下水道機能が長期間麻痺してしまう状況となりました。

そこで、下水管の地震対策を優先的に実施することを目的として、 平成27年度に「総合地震対策計画」を策定し、緊急輸送道路下や防 災拠点系統路線など、重要な幹線について、マンホールの浮上防止 や、下水道管との継手部の化とう化を図ります、耐震対策を実施し ていくものでございます。

写真のように、浦安市のマンホールが液状化によって、飛び出したような状態となっている写真でございます。

5年間の短期計画で定めた【特に重要な管路施設】約16.4kmについて、平成28年度に実施設計を行い、本年度より、マンホールの浮上防止などの対策工事に着手していく予定でございます。

(15ページ)

続きまして、最後になりますが、下水道長寿命化事業について、 ご説明致します。

本市の下水道施設、特に、一番最初に公共下水道整備に着手しました菅野処理区におきましては、供用から40年以上が経過したものがございます。下水道管の老朽化による破損で起こります道路陥没、ポンプ施設の故障など、老朽化による問題がたいへん多くなっております。

国におきましても、全国の下水道施設ストックの増大と管路施設の老朽化などに起因しました道路陥没の増加を背景に、日常生活に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、コストの最小化などを踏まえた計画的な改善を推進するため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設しております。

そこで、本市におきましても「菅野処理区下水道長寿命化計画」 を策定しまして、これに基づいて、国の交付金制度を活用しながら、 平成27年度から平成31年度にかけましてポンプ場施設の長寿命化改 修工事を行ってまいる予定でございます。

簡単ではございますが、市川市の下水道の進捗状況について、ご 説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

[次第4の質疑応答]

森田会長: 只今、事務局から本市の下水道事業の進捗状況について説明がありました。

それにつきまして、ご質問、ご意見を受け賜わりたいと思います。 どこからでも結構でございますので、よろしくお願いします。

増田(好)委員: はい。(挙手)

森田会長 増田(好)委員、どうぞ。

増田(好)委員: 5つめ (5ページ) のスライドで公共下水道普及率について、平成 28年度末で71.5%で、平成28年度から13年後の平成41年度末で普及 率100%を目指すということなんですけど、普及率は年度毎の数字 を持っているんでしょうか。

例えば、5~6年後の平成32年度の普及率はどのくらいでしょう

か。

河川·下水道

建設課長: 下水道中期ビジョンを策定したときに、平成32年を中間の目標と

設定しております。また、毎年の状況をホームページにアップして

おります。

増田(好)委員: はい。(挙手)

森田会長: 増田(好)委員、どうぞ。

増田(好)委員: 平成32年度の状況を教えてください。回答お願いします。

河川·下水道

建設課副参事: 平成32年度で76%になっております。

森田会長: よろしいですか。

増田(好)委員: はい。

森田会長: それでは、他にいかがですか。

小川委員、どうぞ。

小川委員: もしかしたら、過去にご説明されたかもしれませんが、近隣の船

橋市、浦安市、松戸市、或いは、全国平均で比べて、市川市の普及 率は、低いですよね。これが遅れている原因とか理由というのは、

どういった要因が考えられるでしょうか。

河川·下水道

建設課長: 市川市は行徳地区の、南の方は、ほぼ100%ですが、北の方が遅れ

ております。その大きな理由としては、松戸幹線、市川幹線が外環 道路、都市計画道路3・4・18号線の道路下に計画されており、 それぞれの道路の事業進捗が遅れた事が下水道幹線整備にも影響 を与え、他市に比べまして遅れをとっているというのが理由だと考

えられます。

小川委員: 都市計画がネックで、要するに外環道路等の工事が遅れていると

いうことで、例えば、予算とういう点では大丈夫なのですか。

河川·下水道

建設課長: 市川市としても幹線がやっと整備されましたので、今後は、予算

を確保して、今の倍くらいのペースで整備していきたいと思いま

す。

森田会長 よろしいですか。

小川委員: はい。

森田会長: 他には、いかがですか。塚越委員、どうぞ。

塚越委員: 何日か前の朝、大雨が降りましたが、あの雨位では、大和田ポン

プ場の4号機は稼動しなかったのでしょうか。

河川·下水道

建設課長: 大和田ポンプ場は、ある程度の雨水が溜まれば稼動するように水

位設定しており、大雨以外でも稼動はしております。

塚越委員: 効果は。

河川·下水道

建設課長: 大和田ポンプ場は3月末に完成しまして、4月から供用しています

が、これまで大きな雨は、まだ降っておりません。何日か前に、江 戸川区などの近隣でゲリラ豪雨がありましたが、市川市は、被害は

なかったものです。

今の所、1時間に30mm、40mm程度の雨が降ってないので、実際の

効果はわからないのが現状です。

森田会長: はい、塚越委員どうぞ。

塚越委員: 下水道総合地震対策事業について、重要な幹線のみのような感じ

がありましたが、現在、進行している下水道工事も、今後の処置の

ことを含めれば、民間の一般家庭にも起こりうるということで、対

策はしないのでしょうか。

河川·下水道 建設課長:

これについては、阪神淡路大震災をきっかけに、下水道を含めて ライフラインなど、耐震対策に対しての仕様が変わってきています。 市川市では、平成13年以降に設置している下水道管については、耐 震の対策を施しております。

従いまして、これから、総合地震対策をしようとしているのは、 それ以前に施工した耐震対策を施していないものであります。

そこで、様々な視点から優先度を定め、まずは、

大きな幹線道路からの整備となります。浦安市のように液状化に より、マンホールが飛び出てしまい、緊急車両が通れないことにな ります。

今後は、策定した計画を基に順次、進めてまいりたいと考えております。

塚越委員: よくわかりました。ありがとうございます。

森田会長: 小野委員、どうぞ。

小野委員:

普及率のことをお伺いしたい。過去の10年間の資料を調べました ら、10年間で8.9%、年間0.89%ということは、約0.9%延びていま す。今回の資料は、28年度から41年度までに、27.4%、13年間でや るということは、年間2.1%ということですよね。0.9%だったのを 2.1%にするということは、もっと、お金をかけなければならないで すよね。

お金の問題と監督職員が少なければ出来ないと思われます。そういう人的及び予算の問題がありますね。

年々、緊縮財政の影響でなかなか希望通りの予算がとれないと思います。

そうすると平成41年度に100%にするためには、お金がこれくらいかかりますよとか、人員とか監督職員がこれくらい足りないですよとか示す必要があると思われますが、どこにも示されていないようです。

今までは、外環が出来るまで出来ないと言っていましたが、外環

も見通しが立ったので、出来ない要素がないと思います。

私は、お金と職員の2つの問題を解決すれば出来ると思いますので、この件に関してどのように考えておられるか、考え方を教えてください。

河川·下水道 建設課長:

おっしゃる通りです。

他市よりも整備が遅れていることは、認識しております。幹線が 整備されたこともあり、今後は更に拡大していく覚悟であります。

そのためには、マンパワーとお金ということになりますが、中期 ビジョンを策定するときに作業部隊を作りまして、下水道部門だけ でなく、お金が増えていくという意味では、財政部門の職員も交え 策定したものであります。

また、人事面につきましても、総務部等にも、アピールをしている所でございます。

森田会長:

よろしいですか。他には、いかがでしょうか。 幸前委員、どうぞ。

幸前委員:

今の質問にも、ダブルかもしれませんが、私は、3·4·18号の近くに住んでいまして、まだ、下水道が通っておりませんで、いつ通るのかな、いつできるかなと思っておりました。

先程のご説明ですと外環や3·4·18ができればということですし、 外環も年度末には開通予定です。

そうすると28年度の普及率は、72.6%だけど、幹線ができれば、ここ数年で100%いくのではないかなと素人は思うんですけど、先程の32年度だと76%とほんの4%しか増えない。この率でいくと41年度までにどうして100%いくのか不思議なんですけど、その配分は、どういう感じになっているのか。

あとの10年で一気に20%上げられる理由がなんなのか聞きたいです。

河川·下水道 建設課長:

平成41年度までに100%目指すための計画を作成しております。 具体的に言いますと、現在は、1年で約30haを整備しております。 これが3年、4年、5年経ちますと、50ha、60haと増えていく計画で考えてございます。外環と都市計画道路ができましたんで、すぐに接続と思う方もおられると思いますが、下水道を接続するエリアが決まっておりまして、そのエリアの中で一箇所設置してある接続点に接続しております。

この接続点が下流にあり、下水道整備は下流から、順次工事をしていくものですので、上流部にお住まいの方は、どうしても遅い時期の整備となります。

ですから、外環ができたら、すぐにできるということではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。また、工事を やるときは、通行止めにしなければいけませんので、毎年、振り分けを考えながら整備を進めていきたいと考えております。

森田会長:

よろしいですか。他には、いかがですか。

井上委員、どうぞ。

井上委員:

私は、高谷・田尻・原木地区に住んでいるのですが、先ほどのショップスの辺りで、ちょっとした雨でも、冠水してしまうような所が生活圏です。外環ができたので、高谷川の所に雨水管渠の整備をするということですが、これはいつ頃やるんでしょうか。前にもお聞ききしたかも知れませんが、お願いします。

河川·下水道 建設課長:

高谷・田尻につきましては、現在やっている工事は、外環道路の下に幅4mのコンクリートの管渠を数百メートルに渡り入れております。

これによって、下流部の整備が進み、以前よりも雨水の流れが良 くなり一定の効果はあると考えております。

また、おっしゃっていた通り、常襲地帯は、ショップスの辺りなんですけれども、現在、そのショップス方面に向けて、さらに幹線管渠の整備を進めて行く予定であります。

しかし、雨水事業は、お金と時間がどうしてもかかるものです。 1年に50m、100mかもしれませんが、2本の幹線計画で考えて、外環の方からショップスの方へ行くような幹線の工事を今後も進めていきたいと考えております。 井上委員: ありがとうございました。

森田会長: よろしいですか。他は、いかがですか。

それでは、一つ目の議題につきましては、大方ご意見をいただい たと思いますので、次に移りたいと思います。

次の議題は、「今後の下水道使用料について」ということでございます。

[次第5. 今後の下水道使用料について:諮問の趣旨説明]

下水道経営課長: 私の方から、はじめに、「下水道使用料の諮問」の趣旨につきまして、ご説明をさせていただきます。

下水道使用料につきましては、概ね3年毎に、使用料の額が適正 な水準にあるか、今後の方向性について、審議会で議論していただ いております。

この「概ね3年に一度」というのは、本市の下水道条例では、明記されておりませんが、本日お配りしております資料の市川市全体の使用料を「市川市使用料条例」の第6条の中で「概ね3年毎に見直し」と定めておりますので、下水道使用料につきましても、これに倣い、これまでも3年に一度見直しを行ってきております。

今年度は、前回の見直しから3年が経過することから、今後の下 水道使用料について、検討を行うこととなっております。

それでは、ここで、部長の中野より、森田会長へ「今後の下水道 使用料について」諮問をさせいただきたいと思います。

お手元に配布しております諮問書をご覧ください。

[次第5. 今後の下水道使用料について:諮問]

水と緑の部長: 今後の下水道使用料について(諮問)

このことについて、市川市下水道審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

【諮問理由】

本市の下水道事業は、下水道使用料等で下水道処理施設の維持管

理費を賄うとともに、管渠等の建設費については、国からの補助金や市債、受益者負担金等を充て、事業全体の不足額については、市費で補塡し継続的な市民サービスの提供を実施してきているところであります。

本市では、下水道の普及率が約73%であり、今後、早期整備が求められる一方で、昭和40年代に建設した施設の老朽化が進展するなど、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していくと考えられ、財源確保とあわせ、長期的な視野に立った、より効果的な事業運営に努める必要があります。

つきましては、本市の下水道事業の健全な運営を図るため、今後 の下水道使用料について、ご意見をいただきたいと思います。

(森田会長に諮問書を渡す)

下水道経営課長: ありがとうございました。

それでは、引き続き、森田会長よろしくお願い致します。

森田会長: 只今、諮問書をいただきました。

引き続きまして、事務局より、資料に基づきまして、今後の下水 道使用料についてご説明をいただきたいと思います。

「次第6.今後の下水道使用料について」

下水道経営課主幹 下水道経営課の藤田と申します。

市川市の下水道使用料金の改定は、概ね3年毎に見直しを行って おり、今回、その3年目を迎えることから、今後の下水道使用料の考 え方についてご説明させていただきます。

大変申し訳ありませんが、着座にて、ご説明させていただきます。

$(2 \sim - \circlearrowleft)$

説明の流れといたしまして、

- 下水道使用料の原則、
- 下水道使用料の基本的な考え方
- ・ 市川市の現状
- ・今後の下水道事業の見通し

・下水道使用料の方向性についてに、沿って説明していきたいと思います。

(3ページ)

まず、はじめに、下水道使用料の原則についてですが、基本原則 を定めている法律としては、「地方財政法第6条」と「下水道法第20 条」の2つになります。

これを要約しますと、

- ①下水道事業の経費は、下水道使用料を充てる必要があるということ。
- ②下水道使用料は、条例を定めることによって使用者から徴収できるということ。
- ③下水道使用料の設定は、基本原則を遵守して設定しなければならないということ。

に、なります。

この基本原則は、「明確な使用料体系であること」や、「公平であること」が挙げられます。

(4ページ)

次に、下水道使用料の基本的な考え方について説明を致します。 下水道に排除される水は、「雨水」と「汚水」に分けられます。

雨水とは、自然現象によるもので、下水道に排除されますが、受益が広く及ぶことから、公費、つまり、税金による負担とされており、本市の下水道事業においても、一般会計からの繰入金で補塡しています。

また、汚水は、各家庭で生じた生活排水やし尿などがあり、原因者が特定でき、受益者が特定できることから、私費による、つまり、使用料で負担することを原則としております。

では、下水道使用料で賄う対象経費について、ご説明致します。対象とする経費には、維持管理費と資本費があります。

維持管理費とは、終末処理場を運転するにあたって必要となる人 件費や光熱水費、薬品、または、下水道管の修繕費などであり、資 本費とは、下水道建設費のために借りた借金を返済する費用になり ます。

こちらの費用は、基本的に下水道使用料で補うこととなります

が、一部は、公費で負担しております。

(5ページ)

こちらは、参考として下水道を建設する際の財源構成になります。

下水道建設には、多額の経費がかかり、市への財政負担も大きいことから、事業費の約半分となる金額が国からの財政支援として交付され、残りの費用についても、地方債、金融機関からの借入金で賄うことができるようになっております。

(6ページ)

それでは、使用料に戻ります。

使用料の基本的な考え方について、具体的に説明しますと、こちらは、国の方針として昭和60年7月に「第5次下水道財政研究委員会の提言」によって明らかにされております。

その内容について、要約してご説明いたしますと、まず、汚水処理原価と使用料の対象経費の2つのポイントがあります。

「汚水処理原価」とは、汚水1㎡を処理するのにかかる費用のことで、その費用に含まれる維持管理費と資本費が使用料対象経費となります。

汚水処理原価は低い方が、良いものとされていることから、経費 削減の経営努力や適正な維持管理が行われることが求められます。

また、使用料の対象経費となる維持管理費と資本費についても、 100%使用料で賄うこととされていますが、下水道整備の初期段階に おいては、原価が高くなり、使用料も高くなる事業等を踏まえて、 使用料の対象とする資本費は、全額ではなく、一部にすることが適 当とされています。

このことをまとめますと、長期的な視点を持って、下水道経営が行われ、汚水処理費と資本費を100%下水道使用料で賄うことが出来るように、料金設定をすることが重要となります。

(7ページ)

続きまして、こちらは、本市の経営状況について、下水道で用いられる代表的な指標として説明させていただきます。

1つ目が使用料単価

2つ目が汚水処理原価

3つ目が経費回収率

4つ目が資本費参入率

この4つの代表的な指標を使い、次のスライドで説明させていた だきます。

(8ページ)

まずは、使用料単価になります。使用料単価とは、汚水、つまり、 有収水量1㎡当たり、どれだけの収益を得ているかの水量を示すもの となります。

このグラフでは、年々増加傾向にあり、良い方向へ向かっている と言えます。

(9ページ)

こちらは、汚水処理原価のスライドになります。汚水処理原価とは、有収水量、つまり、汚水1㎡当たりにかかる維持管理費と資本費を合わせた汚水処理費のことで、グラフの上では、こちらは、低い方が良いことということになります。このグラフを見ても分かると思いますが、年々減少傾向にあります。

減少の理由の1つとしては、過去に借入れた資本費、つまり、借金の返済が進んでいるということが一因となっております。

(10ページ)

こちらのグラフは、本市の下水道事業全体の借入残高の償還金の 推移となります。

ピンクの棒グラフは借入残高を表しており、平成18年度以降、 年々減少していたわけですが、平成26年度以降に借入が増えたの は、大和田ポンプ場などの建設を進めた結果、増加傾向となってい るものです。

また、青のグラフは、償還金を表しており、平成20年度以降は、 年々減少していることが、このグラフから読み取れるものです。

下水道債の償還は、主に30年間で償還することになっており、これは、昭和50年代後半に借入れたものの償還が進んだということになります。

(11ページ)

次に、経費回収率になります。経費回収率とは、先程の汚水処理 費にかかる経費のうち、使用料で回収すべき経費をどの程度、下水 道使用料で賄えているかを表した指標となります。

100%に近い程、健全な下水道経営となり、本市においては、グラフの通り、年々100%に近づいてきており、これは、先程の汚水処理原価と同じく、良好な経営の方向へ向かっていると言えます。

(12ページ)

続きまして、資本費参入率となりますが、どちらも前ページの経費回収率と同様に、割合が高い方が良く、使用料で維持管理費を賄った後、借入の返済費や資本費に対し、どの程度、使用料が充当されているかという割合になります。

どちらについても、年々上昇傾向にあり、維持管理費だけでなく、 資本費においても、だいたい使用料で賄えていることができている ということが表されております。

$(13 \sim - \circlearrowleft)$

今までのスライドから見た結果、現在の市川市の下水道経営の状況は、独立採算には、至ってはおりませんが、年々改善傾向にあり、概ね、良好な状況であると言えます。

今後、数年の間は、健全で持続性がある経営状況が続くと思われますが、将来を見据えて考えますと、検討が必要で留意する点も出てまいります。

その留意する点については、この後のスライドをご覧ください。

(14ページ)

先程、下水道事業の見通しについては、説明しておりますが、 まず、はじめに、下水道普及率についての説明になります。

平成28年度末、本市は、全国平均より約6%低い普及率となって おります。

今後は、早期整備に向け、加速してまいりますので、普及率が徐々 に上がる見込みとなっております。

言い換えますと、早期整備を進めるということは、地方債を活用 しますので、資本費となる借金も増えていくことも予想されており ます。

(15ページ)

このグラフは、汚水にかかる収支を折れ線グラフで表していま す。

下水道事業とは、長期的な視点のもと、世代間の公平性を保つように経営を行う必要があります。

これは、平成27年の使用料単価を用いて、今後を試算した収支見 通しのグラフとなります。

グラフの見方を最初に説明致しますと、黄色の棒グラフ、上の方になりますが、こちらは資本費になります。水色の棒グラフ、真ん中になりますが、こちらは維持管理費となります。最後に、オレンジで、使用料の収入を表しています。

収支については、この青い折れ線グラフとなっております。

本市の使用料単価は、平成27年度、現在153.65円ですので、その単価で約40年間を試算した場合、現行では、下水道の汚水にかかる資本費、借金が減少していることから、Aの期間は、当面、良好な下水道経営が保たれると見込まれており、収入が支出を上回る時期がきます。スライドの場所として、折れ線グラフのこの部分にあたります。

しかし、今後、早期整備を進める一方で、老朽化した施設の対応 も進める必要があることを考えますと、Bの期間では、支出が収入 を上回り、マイナス収入となるBの期間が訪れ、Aの期間とBの期間を差し引いた場合、将来的には、収支不足の時期がくると予測され、およそ、約86億円マイナスとなります。

(16ページ)

前のスライドの続きになります。

こちらのスライドは、160円で試算した場合のグラフになります。 収支不足を補う施策としては、コスト削減を行うことは、不可欠 でありますが、それと共に、現在の使用料の値上げを検討する必要 があります。このグラフは、先程と同じ投資額で試算致しました。

Aの期間とBの期間を差し引いた場合、収支不足が解消され、プラスになると予測しております。そのプラスの額は、4.4億円と試算しております。

これは、あくまでも投資額が同額で計算した場合の話になります。 先程も説明致しましたが、下水道事業とは、長期的な考えのもと、 世代間の公平性を保つ必要性があり、永続的に安定した経営を行う ことが求められますので、財源不足の解消を行う場合は、コストの 削減と共に、今後、適正な料金を設定していく必要があると考えて おります。

(17ページ)

こちらは、公営企業会計への移行を含めた今後の動向を表にして みました。

これから説明する場所として左上の部分です。現在、来年4月の公営企業法の財務適用に向けた、資産の把握などを開始に向けて準備しているところになります。

公営企業会計へ移行しますと、財政状況や経営成績を現行よりも 明確に把握することとなり、詳細な経営診断を行うことができるこ とで、下水道施設を適正に維持し、安定した経営基盤の強化を図る ことができます。

また、下水道をはじめとする公営企業は、今後、老朽化による大規模な更新時期がくることや、人口減少社会に伴う料金収入の減少が見込まれ、経営環境が厳しくなることが予測されますので、平成32年度までに中長期的な計画となる「経営戦略」の策定も求められております。

この経営戦略は、右下に当たります。この経営戦略では、合理的な経営により収支の改善を図り、経営基盤の強化に努めることとされ、計画期間内の黒字化、将来的な「投資と財源」の資産を行い、収支の均衡が図れない場合は、投資の平準化、コスト削減、最終的な財源確保として「使用料の値上げ」による対応を盛り込むこととなっております。

このような考えのもと、本市では、来年度以降、経営戦略の策定 に取り組んでいきたいと考えております。

(18ページ)

最後に、下水道使用料の方向性、今後の下水道使用料に関する事 務局の考えとなります。

前段でも触れましたが、現在、平成30年4月からの公営企業法の

財務適用に向け、準備を進めている段階で、資産の状況等について は確定できていない状況にあります。

公営企業会計適用後においては、利益・損失を含めた適正な経営 成績を把握することができるようになります。

また、下水道事業が所有する全ての資産についても、減価償却費を導入した管理を行うことにより、資産の老朽化も把握した更新計画などの策定に役立てることができ、今後、財源を見通すことも可能となります。

また、本年3月に総務省からの通知において、将来的な更新費用の増大が見込まれる場合には、世代間の負担の公平性や、事業の持続性を確保していくために、更新に関わる投資費用を下水道料金に織り込んだ手法を料金算定時に加味することも示されており、来年度以降に策定を進める予定の経営戦略に盛り込むことで、将来的な投資資産とも関わりが出てまいります。

このようなことから、事務局といたしましては、次期期間、平成30年度から32年度の下水道使用料については、現在、本市の下水道経営は、概ね、良好な状態であることもあり、現行の下水道使用料を維持したとしても、当面は、健全性が保たれると思われること、また、公営企業会計の移行準備中、さらには、来年以降に経営戦略を策定することなどから、現在の料金を維持した中で、平成31年度の段階で、再度、下水道使用料のあり方について、検証していきたいと考えております。

説明は以上になります。ご清聴、ありがとうございました。

[次第6の質疑応答]

森田会長: 只今、現在の市の下水道使用料の状況について、先を見込んだ収 支の見込みをご説明いただきました。

なかなか 30 年間に渡って健全性を保つ資産を単年度毎に分けていくというのは、馴染みのない考え方かと思いますが、それも含めて、皆様からどの部分でも結構でございますので、ご質問、ご意見を承りたいと思います。よろしくお願いします。

小野委員、どうぞ。

小野委員: 平均の世帯の下水道料金を教えてほしいのですが。1 ㎡当たり

153.65円となっていますが、1ヶ月の平均の下水道料金をだいたいどれ位払っていて、6円35銭上がると、どれ位上がる予測なのか教えてください。リューベだと分からないので、1ヶ月間の平均値がどれ位なのか教えてください。

下水道経営課長: 私の方からお答えします。

市川市の一般家庭で、月20㎡を使った場合、2,516円になります。 これが高いかどうかと言われますと、一概に、各市町村の動向によ る部分がありますので、比較ができないのですが、市川市は、県内 で8番目の金額となっております。

森田会長: 6円35銭上がると、結果的に、ご家庭の負担がいくら増えるかと いうことかなと思うんですけど。

下水道経営課長: 現在の使用料が 6 円 35 銭上がると、どの程度の使用料になるかということは、その資料が積算できておりませんので、次回のときに提出させていただくということで、よろしいでしょうか。

小野委員: 単純に 20 mであれば、20 m×6. 35 円と 130 円とか 140 円位とか、 そういったことでいいですけれども。

下水道経営課長: だいたい単価はこれ位というのは、次回にご提示させていただきます。申し訳ありません。

森田会長: よろしいでしょうか。

市川市民のご家庭は、どれ位の水量を使っていて、下水道料金はいくらで、平均がどれくらい出るかというデータを次回に見せていただくと、委員の方も平均が客観的に分かり易いのかなと思います。 平均値でいいと思います。

下水道経営課長: 例えば、市川市内でどの位の水量を使う世帯が一番多いかは、20 m³から 60 m³位を使っている世帯が多いような状況となっております。

森田会長: 小川委員、どうぞ。

小川委員: 今の話と関係してくるのですが、例えば、下水道使用料金の徴収 率は把握していますか。

下水道経営課長: 下水道使用料の収納率は、現年度分であれば、だいたい98%位です。

小川委員: 下水道使用料は市から外部委託していて、一般の民間の企業が徴

収しておりますよね。その場合に、我々が受益者負担ということで 使用料を負担しているのですが、その際に1㎡当たりいくらかという のは、非常に流動的なものでしょうか、それとも、1㎡当たりいくら

というのは、使用料に関して決まっていますか。

いかがでしょうか。

下水道経営課長: それは、委託会社に対して1㎡当たり、いくらで委託しているか

ということですか。

小川委員: そういうことも含めてです。本市の方でどういう形で把握してい

るかということです。

我々は使用料ということで、委託されている会社がこれだけお金回収します、或いは、徴収しますという通知をいただくわけですが、その際に使用料の単位となる、先程おっしゃったように、20 から 60 という正にその間は、私どもの家庭でも使っている汚水量ですが、それに対して 1 m³ 当たりいくらということで回収されているのか、或いは、流動的に委託会社が何かの理由で上下しても構わないのか。

一定か流動的なものなのかをお聞きしたいのですけれども。

下水道経営課長: 料金体系につきましては、市川市の下水道の場合、1 m³から 20 m³ につきましては、2 ヶ月で 20 m³ということでありますので、1 ヶ月

にすると 10 ㎡ということになります。

1 m³から 20 m³は基本料金となりまして、お支払をしていただいて、 それ以上の分につきましては、基本料金プラス使った水量について、 料金をいただいております。基本料金プラス従量制という料金体系

でございます。

小川委員: こだわって申し訳ありませんが、基本料金については、今日、下

水道料金の明細を持ってきたのですが、基本料金の設定が 900 円となっています。

例えば、実際に引かれている料金関係で、先程おっしゃたように 2ヶ月分となっていまして、本年1月から3月の実際の汚水排水量が26㎡となんです。26㎡に対して引かれた使用料が2,870円です。

その次の 3 月から 5 月は汚水排水量 41 ㎡に対して 5, 208 円となっています。当然、上がっていますが、1 ㎡当たりに直しますと、1 月から 3 月は、110. 38 円です。3 月から 5 月になると 127. 02 円です。

これは、今の話ですと 2 ヶ月で 26 ㎡を使ったものに対して、その次は 41 ㎡ですから、上がった差額の中で、プラスアルファの料金が増えたというふうに解釈すべきなんでしょうか。

というのは、110円が127円になるというのは、17円位の差ですが、こんなにも上がるものでしょうか。1月から5月までに同じ年の中で、という意味合いの質問なんですけれども。

下水道経営課長: 市川市の料金体系が先程ご説明しました通り、使えば使うほど料金が高くなる累進従量制をとっておりまして、26 m³のときに比べますと 41 m³の方が高くなるような料金体系になっております。

小川委員: 使えば使うほど、量を多く出せば出すほど料金が高くなるということ。

その辺の関係というのは、市川市自体は、委託会社に任せている ということですか。

下水道経営課長: 料金について、委託会社は料金の徴収をするだけで、そういうふ うな料金体系を決めるのは市川市です。

あくまで委託会社は、料金徴収するものだけを委託しているということです。委託会社は料金を決めているとか、そういうことをやっているわけではありません。

小川委員: そうしますと、水道料金というのは、もちろん水道量で、汚水排 水量とリンクするというふうに理解しています。

> 水道料金は、水道量で、下水道料金とは違うと思うんですが、料 金が引き落とされているわけですよね。水道料金は市川市のどっか

が回収しているんですか。委託会社が回収しているんですか。

下水道経営課長: 市川市の場合は、水道料金については千葉県がやっております。

市川市は、千葉県の水道使用料データももらって、それにもとづいて、下水道料金を決めて、委託して回収しています。水道料金はあ

くまでも千葉県の管轄になります。

小川委員: ありがとうございます。

森田会長: 次回のときに、料金がどうなっているかという料金体系表を資料

として提出していただければよろしいかと思います。

下水道経営課長: わかりました。用意致します。

森田会長: 他に。澤田委員、どうぞ。

澤田委員: 現在の市川市の下水道経営状態が概ね良好であるとお話を伺った

のですが、現在の普及率が低い状態でも良好だと考えると、今後、 普及率が上がってくるにつれ、経営状態がどういうふうに展開して

いくのですか。どう展開していきたいのか。

その結果について、今後の見通しで、料金を上げていかなければ

ならないとか、その辺の所を教えていただきたい。

その点が 1 点と、もう 1 点は、見通しの中で、現在が 153 円だと するとマイナス 86 億円、160 円にするとプラス 4 億円とすると、そ

の分岐点は、どの位の金額になるのかを教えてください。

森田会長: では、事務局から、どうぞ。

下水道経営課長: まず、下水道の建設には、先程のスライドの中で説明しましたが、

10億円かかるとすると国からの補助金が半分、約5億円きます。残

りの5億円を借金で賄うようにしております。

その返済というのは、下水道債は、今いる方だけでなく、今後の 方もずっと使っていくわけですので、下水道の償還期間、借金の償 還期間が30年です。

最初の5年間が据え置き期間で、実質25年償還ということにな

ります。そのような状況ですと、今、建設しましても、すぐに借金 が増えるわけではなくて、5年後から元金返済になります。

建設をやればやるほど、借金が徐々に増えていきます。返済の部 分が資本費に入ってきます。

これから普及率が上がれば、経営も悪化して将来的には使用料を 見直す必要があるということです。

もう1点の金額の分岐点ということですが、もう一度こちらの方でシュミレーションさせていただきまして、計算をしまして、次回、 資料を出させていただくということでよろしいでしょうか。

森田会長:

確認なんですが、資料の16ページですが、平成75年までの収支の計算をされていますね。このところには、普及率が、今、71%ですけど100%になり、一方で収入が増えていきますよね。そういうこと全部、込み込みで計算されているということですか。

下水道経営課長:

これは、平成25年に作りました「中期ビジョン」を参考に作っているんですけど、それから若干、下水道の進捗等も遅れておりまして、来年度以降、先程申しました「経営戦略」を作っていく中で、再度、投資の状況等を見直しまして、最終的にもう一度作っていきたいと思います。

森田会長:

はい、どうぞ。

水と緑の部次長: 水と緑の部、次長の高久です。補足で説明させていただきます。 15ページと16ページをご覧ください。

こちらの表が将来、平成75年度までで考えた収支バランスの表です。

上が実際に出ていく方のお金、資本費と維持管理費。下が収入なんですけれども、これは、建設のことも、もちろん考えておりまして、だいたいこれからペースを上げて建設していく中で、平成47年位までで新規建設を終えるとすると、使用料収入を表す下の部分は、平成47年度をピークにどんどん下がっていきます。

この試算の中には、人口減少も加味していまして、また、これから節水型の機器の普及で1人当たりが使う水量も減っていくことにもよります。

そういうことで、平成 47 年位を水量のピークとしまして、どん どん収入が減っていくというグラフになっております。

それで、上の方を見ますと、今後、建設のペースを上げていくとなると、起債、借金が増えていくことになり、返済額が増えるということで、平成47年度の後から、上のグラフを見ていただくと、起債の償還額、つまり、資本費が増えていく時期が出てきます。

収支の差し引きで、このグラフのカーブが上に出ていれば黒字で、 下に出ているのが赤字となりますが、今後、しばらくは黒字の時代 がきます。

但し、そのもっと先を見ると、この収支のバランスの中で見たと きに、赤字に転換していくということで、この試算の中では、153 円では、ずっと、この先、赤字が続いてしまう。

収支のバランスがとれる分岐点は、どこかと申しますと、160 円にすれば、その辺のバランスがとれるでしょうということです。じゃあ、バランスをとったらどうなのかと言うと、Aの部分で出たプラス分は、なんらかの形でお金を貯蓄しなければならない。そのプラスの分を将来マイナスが出てきたときに、使うということをすれば、この試算の中では、160 円にすれば、将来マイナスになったときに、また、料金を上げずに済むということです。

今後、このまま 153 円で取り続けると、将来マイナスが来るので、 平成 45 年度くらいからは、大幅に料金を上げないと、このマイナ スを解消していけない、ということを表している表でございます。

森田会長: ありがとうございました。小野委員、どうぞ。

小野委員: 15ページの表ですが、平成 41 年に 100%ということですが、黄色 の部分の資本費が、平成 25 年度と平成 41 年度があんまり変わらないような感じです。資本費は、0.9%が平均で、2.1%あげないと出来ないということは、単純に資本費が倍以上かかると思います。

だから、この表はやり直さなければおかしい気がします。25年と41年は、資本費が変わらないということは、ないと思います。資本費が増えるということは、借金が増える訳だから資本費が上がると思います。

このグラフ自体が、現況でやっていて、41年までに普及率を100% としてやるためには、工事を倍以上やらなきゃ駄目なわけで、倍以 上借金が増えると思うんです。

やり直さなきゃいけない気がしますが、どうですか。

下水道経営課長: 実際に、市川市の下水道は、冒頭でお話した通り、普及率が若干 低いということがありますので、早期整備が求められております。

プラス、市川市の下水道は、40年以上経過して、老朽化対策もや

っていかないといけないと考えております。

老朽化対策の費用は、ある程度は加味しているんですけれども、 細かい所が出ておりません。菅野地区とかの老朽化対策をもっと力 を入れていかなければならないのですが、どのくらいかかるのか等、 来年度以降に算定していきます。

それで、その費用と新設にかかる工事の費用を改めてシミュレーションをして、コスト削減をしまして、その中でどうしても足りない費用は、下水道を使用している方には申し訳ありませんが、使用料の値上げで対応していきたいと思います。

森田会長: 小野委員、どうぞ。

小野委員: 私は、3年値上げしなくてもいいということでなくて、今後のことを考えると、値上げないしなきゃ駄目だと思います。

そこまでやらないと。結局、今はいいやと言っても我々の世代か ら、子や孫の世代まで、どんどん借金を増やすことになります。

もう少しシビアに、実際かかるものは、かかるということを示して、値上げする必要があれば値上げしないといけないと思います。

森田会長: 他に。井上委員、どうぞ。

井上委員: 今のご説明で、人口減少のことを加味してと、おっしゃったので、

それなら値上げしなくてもいいかなと思ったのですが、先程、小野 委員がおっしゃったように、自分も同じく甘いかなと思います。将 来の方たちに借金を残すのは、世代間のことを考えてもう一度シミ

ュレーションしていただきたいなと思います。

森田会長: 他には。増田(好)委員、どうぞ。

増田(好)委員:

2点伺います。15ページと16ページの図なんですけれども、根本的な話なんですけれど、左と右に2つ数字が載っているんですが、これはどういう意味があって、単位はそのままですか。100円単位ですか。そこを、まず、伺いたいので、お願いします。

2点目になりますが、3年間このままでと書いてありますが、それとは、別に、市長からの諮問がきていて、下水道使用料についてご意見を、ということですが、それであれば、多分、4年後か5年後の話であるかもしれませんが、今回、153.65円の単価ですとマイナス86億円で、160円にすれば、プラス4.4億円ですよということで、市長の諮問に対して満たすためには、160円位でいいということなのか、200円とか300円にしないと下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増していくというものをクリアできないと考えているのか、現場としてどういう数字をお持ちなのか、そこを伺いたいです。以上です。

水と緑の部次長: 今の段階では、ざっくりと試算した数字しかありせん。

先程、説明した通り、今後、来年度から公営企業会計に移行する中で、財政状況を細かく把握した中で、その後に経営戦略を策定していこうと思っています。

このような試算をもう少し細かくやれというお話も先程出ておりましたが、経営戦略を策定した中で、そういったことをやっていけると思っております。

その中で、値上げが必要だということであれば、値上げていかざるを得ないかなと考えています。ただ、それが、急に 300 円になるとかいうことはないと考えます。

下水道経営課長: 数字なんですけれども、左側の数字は、下水道使用料収入の数字で、単位は、1,000円です。

(各委員から、桁が違う、0 の数が合わない、単位が違うと意見が出る)

下水道経営課長: 単位が誤りです。申し訳ありません。

増田(好)委員: よろしいですか。

森田会長: どうぞ。

増田(好)委員: 急に300円にならないということで、それはオッケーなんですが、

確認として、左の数値を見て単位は、1,000 円ということでよろしいですか。仮に右だと 10,000 円ということでよろしいですか。

下水道経営課長: たいへん申し訳ありませんでした。

左側の上の方が支出になります。左側の下の方が収入になります。

右側の方が収入から支出を引いた収支ということで掲載しており

ます。

水と緑の部次長: 片方が棒グラフを表した単位で、もう1つの方が折れ線グラフの

差引収支を表す単位となります。

下水道経営課長: お手元に配布しております資料は、青色の点線の部分が収支を指

しておりまして、それが右側ということです。

森田会長: 増田(好)委員、どうぞ。

増田(好)委員: 棒グラフが左側を見て、折れ線グラフは右側を見て、単位は1,000

円ということでよろしいですか。

下水道経営課長: はい。その通りです。申し訳ありません。

増田(好)委員: はい、わかりました。

森田会長: 澤田委員、どうぞ。

澤田委員: 今後の下水道事業の見通しについて、投資をすれば、回収するた

めに、いずれ単価を値上げざるを得ないことは、分かります。

先程の説明の中で、AとB、Aが出ている場合は、貯蓄して、B については将来的な負債に充てるということで、そういう考え方も

あります。

30年償還が前提なっていると思うのですが、それにこだわらずに、

プラスのときに早期償還をして利息を減らすという考え方もあるでしょうか。30年償還にこだわらなくても、早めに償還しても良いような気がします。そうすると将来の借金が減るという考え方もできるのではないかと思います。

下水道経営課長:

下水道の借入の繰上げ償還ということなんですけれども、借入は、 国等から借りています。早期償還という制度は、現在、ありません。 過去には、そういうふうな制度がありましたが、バブル崩壊後、ど この自治体も財政事情が厳しくなりまして、国が示す、一定の財政 数値の条件をクリアすれば、繰上げ償還できた時期もありましたが、 現在は、借りたものについて、起債については、世代間の公平性と いうか負担を考えて借りておりますので、現時点において、繰上げ 償還をするという制度はない状況です。

澤田委員: 金利は、どの位ですか。

下水道経営課長: 金利は、だいたい1%を切る位です。1から1.2くらいです。

日銀のゼロ金利政策の関係で、最近の借入率は、低くなっており

ます。

澤田委員: 先程の説明の中で、プラスで得たものは、なんらかの形で貯蓄す

るということですが、そうすると今の金利にすると借入金が 1%だとすると、銀行預金が 0.03%程度で、逆ざやが生じてしまう。そう

いう場合には、早く償還した方がいい気がします。

水と緑の部次長: 今、説明をしました通り、世代間の公平性を保つというところが

一番大きな理由です。

なんで、借金をして事業を行っているかは、それが大きな理由で

す。

全て現金でやればいいのか。そうすれば、借金がなくなってよい のではないかということですが、施設自体は、長い間使っていきま すが、今いる人が全てのお金を負担して、将来の人は、負担しなく

ていいのかということがあります。

下水道事業は、30年間償還、長い世代で分担して負担していきましょうという考えです。そういう考えの下に、建設費の半分は国か

ら、残り半分は借金でということでやっています。

澤田委員:

そういうのは、分かるのですが、今後、会計制度が公営企業会計 に変わると、減価償却の考え方が取り入れられます。償却期間には 長いものもありますし、20年、10年と短いものもあります。

そういう意味では、一律 30 年ではなく、むしろ、公平、不公平 が変わっていきます。そういう公営企業会計のメリットを加味しな がら弾力的な経営を行うことも論じなければいけないと思います。

森田会長:

他には、よろしいですか。

それでは、最初にお話があった、増田(好)委員からもお話がありましたが、諮問があったことに対して審議会として、どう答えれば言いかなということがあります。

今日、結論を出ることではないですし、今までの議論を聞いてま すと、今日の資料で、これでいいんじゃないの、という雰囲気では なさそうだなと思います。

それで、この諮問に対していくらということを決めなくても、今の状況の中で、いくつか検討しなければいけない事があるんだと、それは何度か事務局から説明があり、これから、きちんとした経営計画を作っている最中で、どういう財産があって、何年くらい持つかをまだ正確に出ないということを理解しました。

そういう状況の中であまり確定的なことを言えないので、それを 待って議論したいということなのかも知れませんので、この諮問に 対して、どう回答するのかというのを議論したいと思います、今日 は、結論を出さないで、もう少しどうするか、事務局で話し合って いただいて、次回の審議会で、もう一度、議論するということでい かがですか。

下水道経営課長: 今日のご意見をいただいた中で、事務局で検討させていただきた いと思います。

森田会長: ということでありますので、今日の審議で結論を出さないという ことでよろしいですか。

(異議なし)

諮問をどういうふうに持っていくかということを見据えながら、 事務局で資料を作成していただいて、次回に議論したいと思います。 他に、ご意見、ご質問は、ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

では、これで、第1回下水道事業審議会を終了致します。

【 午後3時50分閉会 】

平成29年8月25日

市川市下水道事業審議会 会長 森田 弘昭